

第一病院訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 社会医療法人青嵐会が開設する第一病院訪問看護ステーション（以下、「ステーション」という）が行う指定老人訪問看護事業および指定訪問看護事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従事者（以下、「看護師等」という）が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定老人訪問看護または指定訪問看護（以下、「訪問看護」という）の必要を認めた老人等に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションの看護師等は、老人等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 指定訪問看護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 第一病院訪問看護ステーション
- （2）所在地 秋田県由利本荘市岩渕下110

（事業の実施地域）

第4条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

秋田県由利本荘市・にかほ市

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第5条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は別表1のとおりとする。

（営業日及び営業時間）

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は事業者青嵐会職員就業規則に準じて、定めるものとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祝日、年末年始を除く。
- （2）営業時間 午前8時30分から午後5時まで、但し、土曜日は午前8時30分から午後12時までとする。
- （3）電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから由利本荘医師会に主治医の選定を依頼する。

(訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 褥瘡の予防・処置
- (3) リハビリテーション
- (4) ターミナルケア
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) カテーテル等の管理
- (8) その他医師の指示による医療処置

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(記録の整備と保存)

第10条 訪問看護ステーションは事業運営に必要な諸記録および利用者に提供した看護について訪問看護記録を作成し、その簡潔の日から5年間保存する。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止については、本荘第一病院 感染対策指針に則る。
 - (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(利用料)

第 12 条 利用料は、基本利用料及びその他の利用料とし、その額は別表 2－1、2－2 のとおりとする。

- 2 訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。

(苦情処理)

第 13 条 訪問看護等への苦情申し立て窓口は次のとおりとする。

本荘第一病院 看護部長

電話番号 0184(22)0111(代)

苦情があった場合は迅速適切に対処し、サービスの向上、改善に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第 14 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてあらかじめ利用者又は家族の同意を得るものとする。

(虐待防止・身体拘束等禁止に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待や身体拘束の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止・身体拘束等禁止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について職員に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止・身体拘束等禁止のための指針の整備
- 3 虐待防止・身体拘束等禁止のための定期的な研修の実施
- 4 緊急やむを得ない場合の身体拘束のマニュアルの整備
- 5 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るための研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は法人とステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 11 年 8 月 1 日から施行する。

1. 平成 12 年 4 月 1 日より介護保険法施行に基づき別表 2－1、2－2 へ改正する。
2. 平成 13 年 1 月 1 日より健康保険法の改正に基づき別表 2－1 を改正する。
3. 平成 13 年 7 月 1 日より別表 1 を改正する。
4. 平成 14 年 4 月 1 日より別表 1 を改正する。
5. 平成 14 年 10 月 1 日より健康保険法の改正に基づき別表 2－1 を改正する。
6. 平成 14 年 11 月 1 日より別表 1 を改正する。
7. 平成 15 年 4 月 1 日より別表 2－1、2－2 を改正する。
8. 平成 16 年 7 月 5 日より別表 1 を改正する。
9. 平成 16 年 8 月 12 日事務所移転により、第 3 条変更する。
10. 平成 16 年 11 月 1 日事業の実施地域について付加する。
11. 平成 17 年 3 月 23 日市町村合併による住所地変更のため、事業所の所在地、事業の実施地域を名称変更する。
12. 平成 18 年 4 月 1 日人員の変更のため別表 1 を改正する。
13. 平成 20 年 4 月 1 日診療報酬改正のため、別表 2－1 を改正する。
14. 平成 21 年 6 月 1 日苦情処理窓口を変更する。
15. 平成 25 年 1 月 1 日法人の変更により第 1 条を改正する。
16. 平成 26 年 10 月 1 日理学療法士、相談役を人員から削除する。
17. 平成 31 年 4 月 1 日苦情処理窓口を変更する。
18. 令和元年 10 月 1 日住所移転により第 3 条を変更する。
19. 令和 3 年 5 月 1 日人員、利用料の変更にて別表 1、別表 2－1、別表 2－2 を改正する。
20. 令和 6 年 4 月 1 日制度改正のため内容変更する。

別表 1

職 種	人 数	職 務 内 容
管理者	1 名	所属職員の指揮監督、事業運営の総括
訪問看護師	常勤換算 2.5 名 以上	訪問看護計画の作成、訪問看護の実施
事務員	必要数	事務一般

別表 2－1 医療保険を適用する場合の利用料

利用料の種類	利 用 料 金	摘 要
基本利用料	後期高齢者医療：療養費の 1 割～3 割 各種健康保険：療養費の 3 割	
その他	死後の処置料：11,000 円（税込）	実費にて徴収（保険適用なし）

別表 2－2 介護保険を適用する場合の利用料

利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定めた額
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定めた額
その他	死後の処置料：11,000 円（税込）	* 実費にて徴収（保険適用なし）